

2020年4月21日

総務大臣 高市早苗 様

内閣府特命担当大臣（男女共同参画） 橋本聖子 様

DV等被害者にかかわる対応についての緊急要望

立憲民主党ジェンダー平等推進本部長 大河原雅子

新型コロナウイルス感染症の拡大や、緊急事態宣言の発令に伴い、DV等被害者の生活と命を守るために、以下について緊急に要望します。政府におかれては、迅速に対応するよう強く求めます。

一、DV等被害者にかかわる住民基本台帳制度における支援措置について

住民票の交付制限、住民基本台帳の閲覧制限等の措置は、DV等被害者が加害者から離れ、平穏な生活を送る上で重要な役割を果たしています。本措置の期間は1年となっており、延長を求める場合は市区町村の窓口へ直接出向いて手続きを行う必要があります。

しかし、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大や、緊急事態宣言の発令に伴い、DV等被害者が必要な延長手続きを行うことは困難な状況となっています。

- (1) この間に交付、閲覧制限等の措置の期限を迎えた場合は、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、無条件にその期限を延長すること
- (2) 上記の通り期限を延長した場合、その旨を本人に遅滞なく告知すること
- (3) 選挙人名簿の抄本の閲覧についても同様の配慮をすること

二、特別定額給付金（仮称）のDV等被害者への給付について

特別定額給付金（仮称）の給付について、総務大臣は、住民基本台帳に基づき申請書を郵送し、世帯主がまとめて振込口座を記入して申請する方法になると発言しています。しかし、住民基本台帳をもとに世帯主に対して給付を行うと、住民票を移さずに避難しているDV等被害者には給付金が渡らない可能性があります。

- (1) 避難中のDV等被害者の給付金を、本人自身が受け取ることができるよう、被害者支援団体、弁護士等を経由するなどのスキームについて、支給日までに検討を行い、結論を出すこと。
- (2) DV等の相談窓口において、特別定額給付金（仮称）の受け取りに関する相談についても対応できるよう、政府の方針を周知すること。
- (3) 市区町村の窓口において、問題意識を共有した上で、DV等被害者からの相談に丁寧に応じるとともに、現場での柔軟な対応を可能とし、窓口においてもDV等被害者が給付金を受け取ることができるよう総務大臣から通知等を発出すること。

以上